

私費外国人留学生授業料減免要項

(趣旨)

- 第1条 九州ルーテル学院大学（以下「本学」という）に在籍する私費外国人留学生が勉学に専念するために、本学院規則「409 奨学金制度規定」の第5条第2項に基づきその経済的負担を軽減する。
- 2 前項の対象となる者は、本学に在籍することにより私費外国人留学生としての在留資格を取得し、本人が授業料を負担する場合に限る。

(授業料減免額の決定)

- 第2条 授業料の減免額は、毎年学年始めに学生支援委員会の議を経て学長が決定する。ただし、減免額は50%とし、期限は1年とする。ただし、更新をさまたげない。
- 2 授業料には施設充実費等他の校納金は含まない。

(授業料減免額の提出)

- 第3条 授業料の減免を受けようとする者は、毎年4月10日までに「私費外国人留学生授業料減免願」を学長に提出しなければならない。

(改廃、施行)

- 第4条 この規程の改廃は教授会の議を経て、理事会の受理を必要とする。

附 則

この規程は平成13年9月10日から施行する。ただし、平成13年4月1日に遡及して実施する。

この規程は、平成14年3月19日、「要項」に変更の上、登録番号を564ノ3から543号へ変更して施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は2026（令和8）年4月1日から施行する。